

ラオス市場開拓現地商談会

参加案内書

海外展開支援部フロンティア開拓課
ジェトロ・ビエンチャン事務所



ラオス市場への販路拡大を目的に、日本の高品質な商品をラオスの有力バイヤーに直接PRするための場として「ラオス市場開拓現地商談会」を開催いたします。

ビエンチャン市内のホテル会場に商品を展示し、現地輸入業者、小売事業者、卸売業者等のバイヤーと直接商談をしていただける貴重な機会となります。

是非、この機会にご参加ください。（参加予定バイヤーはリストをご確認ください。）

1. 実施概要

日程 : 2026年10月7日（水）～ 9日（金）※9日は希望者のみ

【1日目】午前：ジェトロビエンチャン事務所よりブリーフィング「ラオス市場概況」

午後：商談会

【2日目】終日：商談会

【3日目】半日：市場視察ツアー（オプション参加）

会場 : ラオス・ビエンチャン / 市内ホテル（予定）

定員：10社程度

参加料 : 無料

（現地までの往復航空券、サンプル品の手配・輸送費、指定集合場所までの移動費、ホテル宿泊費、食費等滞在費用、海外旅行保険等は参加企業負担）

Step1申込締切：2026年8月21日（金）日本時間 23時59分



2. ラオス市場について

- ・ラオスの人口は現在約774万人で人口規模は愛知県と同程度となり、日本食や輸入食品にアクセス可能な人口はビエンチャン首都圏を中心に約120万人（上位15%層）と推計され、日本の政令指定都市に匹敵する市場が形成されています。
- ・ラオスでは近年、日本産品への関心が高まっており、和食レストランや日本食品取扱店が増加しています。

[日本産食材・商品取扱店および日本食レストランガイド（Japanese Restaurants & Retail Stores in Laos Vol.3）](#)

また、日本食品に加え、健康・美容関連商品や生活品質の向上につながる製品への関心が高まっており、日本商品の品質や信頼性が高く評価されています。

- ・小売市場も急速に発展しており、2023年のセブンイレブンを始め、国際的な小売ブランドが次々と店舗網を拡大中。2024年4月2日にはタイ系大手小売りチェーン「ビッグC」の1号店がビエンチャンにオープンしました。
- ・中間所得層の拡大を背景に消費の機運が高まっており、ラオスは今後更なる成長が期待される有望な市場として注目されています。日本商品の認知度や信頼性も高く、新たな販路開拓先として大きな可能性を有しています。

3. 対象分野・商品

食品・加工食品・健康食品（常温品が望ましい）、美容・化粧品、ヘルスケア製品、衛生関連製品、キッチン用品、DIY用品、家庭用農業機械、日用品等。

※以下の商品については出品の対象外になります。

公序良俗に反する製品、ワシントン条約（CITES）の規制対象商品、ラオスの法令・規制に抵触する恐れのある商品等。

4. 事業の流れ



※原則、現地に渡航して商談に参加いただきます。

サンプル品は各社にてご手配をお願いします。

5. Step1 参加申込

締切：2026年8月21日（金）日本時間 23時59分

※Step1完了後、Step2, 3の参加情報登録をもって審査・参加決定を行います。

6. お申込み資格・条件

- ① ラオス市場への販路開拓に意欲のある事業者であること（商社、現地法人、現地代理店含む）。
- ② 日本国内で生産された商品、もしくは日本企業の資本・技術などにより第三国にて生産された商品であること。
・以下のウェブサイトをご参照いただき、商談希望相手の国・地域への輸出条件等を事前にご確認ください。
[輸出入手続 | ラオス - アジア - 国・地域別に見る - ジェトロ \(jetro.go.jp\)](https://www.jetro.go.jp/outline/laos/outline.html)
- ③ 別添「JAPAN STREET募集要項」をよくお読みいただき、
承諾・遵守いただいた上、JAPAN STREETに企業情報、商品情報をご登録いただけること。
[ジェトロ招待バイヤー専用オンラインカタログ“Japan Street”](https://www.jetro.go.jp/outline/laos/japan_street.html)
※本情報を基に、バイヤーによるスクリーニング資料として電子カタログを作成します。
※**8月28日（金）**までにご登録がない場合、本商談会へのご参加はできかねます。締切日までにご登録ください。
- ④ 本書記載の事項、および別添「ラオス市場開拓現地商談会参加要領・免責事項」をよくお読みいただき、
承諾・遵守いただけること。
- ⑤ 外国為替および外国貿易法等、国内法令に定めのある出品物の出品については、出品者の責任において事前に許可等を取득願います。詳細は、経済産業省安全保障貿易管理課ホームページ（<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>）を参照ください。また、「輸出管理等の外為法関連規制に関する特記事項」に同意いただけることを申込の条件といたします。（https://www.jetro.go.jp/user_info/export_control.html）

6. お申込み資格・条件

- ⑥ 「3. 対象分野・商品」に合致する商品の取り扱い企業で、現地の法令などに合致した商品等の提供ができること。また、商談後速やかに当該対応がとれる企業であること。
- ⑦ 商談には、出品物全ての商談について価格交渉などの権限を持って対応可能な方が参加いただけること。
- ⑧ ジェトロが商談成果の把握等のために実施する各種アンケートやヒアリング等にご協力いただけること。

※注：商社等を介しての間接輸出を想定されている場合、海外バイヤーに提示する諸条件等について事前に商社等と打ち合わせを行った上でご参加ください。当日の商談の席に商社担当者・現地代理店等の同席は可能です。また、商社自身が本商談会に申し込み参加いただくことは可能です。

7. お問い合わせ

日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外展開支援部 フロンティア開拓課

担当 ： 阪本、北條



03-3582-5242



odd1@jetro.go.jp